介護予防活動団体等登録 該当基準

七尾市高齢者支援課

七尾市に「様式第7号 介護予防活動団体等登録申請書」を提出することで、参加者が持参する「いきいきポイント手帳」に参加ポイントを付与することができます。

地域の通いの場
□ 高齢者自主グループ活動であること(おおむね65歳以上) □ 地域の誰もが気軽に参加できる(所属町会が把握している) □ 月1回以上 □ 1回1時間以上 □ 身体活動(体操・運動・レクリエーション)を含む活動 □ 宗教関係の活動ではない □ 月謝スクール体制ではない □ 特定の種目(テニス・バドミントン・卓球など)に限らないもの ※ボランティア活動に対して、このポイント制度以外に個人に活動費・諸経費などが付与されている場合は、その活動に関してはポイントの対象外とする。
老人クラブ
七八ノノ
□ 老人クラブとして活動
□ おおむね月1回以上
□ 1回1時間以上
□ 身体活動(体操・運動・レクリエーション)を含む活動
スポーツ施設
□ 地域に常設された施設□ スポーツインストラクターまたは健康運動指導士等の専門スタッフが常駐